

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 耕地課	
許 認 可 等 名	法定外公共物の占用料の減免	
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例	
根 拠 条 項	第12条	
連 絡 先	(電話 621-5013)	
審 査 基 準	<p>1 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき。</p> <p>(2) 居住者が出入りのために使用する通路橋を設置するとき。</p> <p>(3) ガス、上下水道管等の各戸引込管線類を設置するとき。</p> <p>(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 1の(2)中「居住者」は、個人、法人を問わない。 徳島市法定外公共物管理条例第2条で定義している河川等は開口が基本であるが、管理に支障のない範囲で通路橋の設置を認めている。「出入りのために使用」は、幅員が4メートルであれば通常の出入りには支障がないため、4メートル以内とする。</p> <p>3 1の(3)中「ガス、上下水道管等」とは、ガス管、水道管、電線、電話線等の日常生活に欠くことのできないと社会通念上考えられているものをいう。</p> <p>4 1の(4)中「市長が特に必要と認めるとき」を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく法定外公共物の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件を設置するとき。</p>	
	参 考 事 項	徳島市法定外公共物管理条例第11条第1項
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 14日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- (2) 営利目的がなく恒例による松飾り又は祭典のために臨時的に占用するとき。
- (3) 電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者又は電気通信事業法第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱に、市が無償で街灯又は標識を設置する場合の電柱又は電話柱。
- 5 占用料を免除することができるのは、次に該当する場合とする。
  - 1の(1)に該当するもの、1の(2)で2の要件を満たすもの、
  - 1の(3)で3の要件を満たすもの、1の(4)で4に該当するもの、その他これらに類するもの。
- 6 占用料を減額することができる物件及びその減額率は次に該当する場合とする。
  - 広告のうち、表裏二面に表示しているものは条例で定める額の30%を減額する。
- 7 次の場合は、主物たる電柱の従物であり、主物の占用料に含まれるものとする。
  - (1) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線
  - (2) 電柱上の変圧器及び電線